

第4章

景観資源等の魅力を高めるために



第4章 景観資源等の力を高めるために

■本計画で定める景観資源等の質的向上事項

美しく豊かな景観資源等の魅力や質的な向上を図るため、第3章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

■景観資源等の質的向上に向けて定める事項

景観法で定める事項

【景観重要建造物・景観重要樹木】

①景観上重要な建造物や樹木について（法第8条第2項第3号関係）

～景観上重要な役割を果たしている建造物や樹木を指定し、積極的な保全と景観の向上を図ります。

【景観重要公共施設】

②景観上重要な公共施設等について（法第8条第2項第4号ロ関係）

～景観上重要な役割を果たしている道路、河川、公園等の公共施設を指定し、景観の向上を図ります。

【屋外広告物】

③屋外広告物の表示・設置等の制限について（法第8条第2項第4号イ関係）

～屋外広告物等の表示・設置に関して一定の制限を定め、景観の向上を図ります。

【田園景観】

④田園景観や農村景観の維持・向上に向けて（法第55条関係）

～景観に配慮した農業施策の方向を定め、豊かな田園景観の維持・保全と魅力の向上を図ります。

市川三郷町独自で定める事項

①歴史的景観の保全と創出に向けて

～市川地区中央部の旧街道・舟運のまちなみと後背の平塩の岡周辺一帯、特徴的な農山村集落景観については、各種まちづくり施策と連動した、本町を象徴する歴史的景観の保全と創出に向けた取り組みを促進します。

②眺望景観の保全と創出に向けて

～夜景や雄大な眺望（域）、重要な眺望場所の指定、維持・保全等に関する事項を定め、眺望景観の魅力の向上を図ります。

1. 景観上重要な建造物や樹木について

景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)

(1) 基本的事項

地域の特性を活かした景観形成を図るためには、地域に点在する特徴的な景観資源の保全を図るとともに、積極的にまちづくりに活用していくことが大切です。

このため、町内の建造物（建築物・工作物）および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定^{*}し、それらの保存を図るとともに、周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「市川三郷町景観審議会」の意見を聴くものとします。

(2) 指定に関する事項

① 景観重要建造物(建築物、工作物)

町内には、市川教会などの文化財に指定されている歴史的建造物以外に、江戸期の町家やおかぶと造りの古民家、蔵、社寺等の歴史的建造物、町や地域のシンボルとなっている公共建築物など、地域景観を特徴づけている建造物が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易にみることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定して、積極的に保全・活用を図ります。



・市川地区中央部の歴史的建造物

■指定基準

- 地域固有の歴史・文化的な特色や建築的な価値を持ち、保全・継承の必要性の高い建造物
- 外観について優れたデザインをもち、町や地域のランドマーク、シンボルとなっている建造物
- 多くの町民や観光客等に愛され、親しまれている建造物
- 今後の景観形成において手本となるような建造物

② 景観重要樹木

町内には、双幹の樺などの文化財に指定されている天然記念物以外に、古くから町民に親しまれ、地域景観を特徴づけている大木や古木、地域住民により大切に守られている樹木が分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易にみることができる樹木を次の指定基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。



・金川曾根広域農道沿いの桜

■指定基準

- その樹容（樹高、樹形等）から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- まちかどなど主要な場に位置し、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの町民、観光客等に愛され、親しまれている樹木、地域住民に大切に守られている樹木

注) * 「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しており、新たなものであっても、地域の景観形成上重要な役割を果たしていれば指定の対象となります。ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは指定の対象からは除外します。
今後、上記を指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更する行為については町長の許可が必要となりますが、一方、相続税が減免されるなどの優遇措置も受けられます。

2. 景観上重要な公共施設等について

景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号口関係)

(1) 基本的事項

道路や河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、周辺の自然環境や地域のまちなみ等と調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

(2) 指定に関する事項

景観形成上特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、公共施設管理者と協議を行ない、同意を得るとともに、「市川三郷町景観審議会」の意見を聴くものとします。

■ 指定基準

- 良好な景観を有し、本町のシンボルとなっている河川等
- 賑わいと交流の軸となっている道路や良好な眺望を有する道路など
- 特徴的な景観を有する橋梁、トンネルなどの土木構造物
- 多くの町民、観光客等に親しまれているシンボリックな公園

注) * 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は、景観重要公共施設ではなく景観重要建造物として指定します。

■ 景観重要公共施設(候補例)

区 分		施設の候補例
景観重要道路	賑わい・交流の軸となっている道路	国道140号(笛吹ライン)、(主)甲府市川三郷線、(主)市川三郷富士川線、(主)笛吹市川三郷線、(主)市川三郷身延線、大門バイパス、黒沢バイパス、(都)役場前線、(都)市川本町駅前線、(都)中央通り線、南線、北線 など
	優れた眺望を有する道路	中部横断自動車道、県道四尾連湖公園線、金川曽根広域農道 ^{*1} など
	今後景観の配慮が必要な道路・構造物	中部横断自動車道・(仮称)六郷IC、主要なアクセス道路 など
景観重要河川		笛吹川、富士川、芦川 など
景観重要公園 ^{*2}		市川公園、富士見公園、新町公園

注) *1 農道は道路ではなく、特定公共施設の中の土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設となります。

*2 景観重要公園の指定は、都市公園法による都市公園が対象となります。

（３）整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、次の整備方針の考え方にに基づき、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

また、市川地区中央部では、町民と協働により「市川地区中央部の住まいのデザインノート」（平成21年3月）を作成し、良好なまちなみの誘導に向けた指針を示していますが、今後、景観重要公共施設に限らず、行政が率先し景観に配慮した施設整備を推進するため、「（仮称）市川三郷町公共施設デザインガイドライン」の策定や「新町サイン整備計画」の見直しを検討します。

■景観重要公共施設の整備方針の考え方

区 分	整備方針の考え方
景観重要道路	● 良好な眺望景観、自然景観、まちなみ景観に配慮した道路の整備（交通安全施設、街灯、舗装、法面、擁壁・排水施設等の構造物など） ● 地域の特性を考慮した特色ある道路の緑化 ● 景観に配慮した統一感のある公共サインや標識等の設置
景観重要河川	● 環境や景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、水制工、河川占用物など） ● 地域の特性を考慮した特色ある河川緑化 ● 河川の水質、動植物の生息環境の維持・保全 ● 眺望場所や親水空間の整備 ● 景観に配慮した標識等の設置 ● ごみの不法投棄等の景観阻害要因の改善 など
景観重要公園	● 良好な眺望を活かした公園の整備 ● 周辺の景観と調和した統一感がある公園施設やサインの整備 ● 地域の特性を考慮した特色ある公園の緑化

（４）占用許可等の基準の考え方

河川や道路などの景観重要公共施設の区域内に工作物の設置等を行う場合、法に基づく占用許可が必要ですが、本計画では、これに加えて景観重要公共施設の良好な景観形成を図るため、占用許可等の基準を作成する際の考え方を次のように定めます。

なお、景観計画区域が指定される以前の既存の工作物等、または地中に埋設するものなど、周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

■占用許可等の基準の考え方

区 分	根拠法	許可基準の考え方
景観重要道路	道路法第32条第1項または第3項の許可の基準による	工作物の形態・意匠等については、周辺の自然景観、眺望景観、田園景観等と調和するよう特段の配慮を図ること。
景観重要河川	河川法第24条または第26条第1項の許可の基準による	
景観重要公園	都市公園法第5条第1項または第6条第1項もしくは第3項の許可の基準に準じる	

3. 屋外広告物の表示・設置等の制限について

屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

(1) 基本的事項

適切な屋外広告物は、町民や観光客等に多くの情報を与え、商業地、観光地などのまちなみに賑やかな印象やおもてなし感を与えるなどの効果があります。

一方、近年、幹線道路沿道等を中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出もみられ、良好な景観を阻害する要因ともなっています。

現在、本町における屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づく規制が実施されています。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく町独自の「(仮称)市川三郷町屋外広告物条例」を検討・制定し、これに基づいて本町の実情に即した規制・誘導をめざします。

(2) 行為の制限に関する事項

今後、町独自の規制・誘導に向けた屋外広告物条例を制定する際は、次のような考え方に基づいて検討を図ります。

■基本的な考え方

- 良好な自然や眺望、本町固有の歴史文化のまちなみなど、景観の維持・保全を図る必要性の高いところや、衆目に触れることの多い場所周辺においては、著しく周辺景観になじまないもの、突出し目立つものとならないよう特に配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

項 目	設置基準の考え方
位置、形状、規模、意匠	○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設や良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。 ○必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や田園景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○高速道路 IC や幹線道路交差点付近に設置する看板類等については、できるだけコンパクトに集約化し、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。 ○放置された老朽看板については、撤去に努める。
色 彩	○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素 材	○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照 明	○照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

4. 田園景観や農村景観の維持・向上に向けて

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第55条関係)

(1) 基本的事項

本町の景観を代表するもののひとつに、豊かな風土と農の営みが
つくり上げた田園景観や農村景観があげられます。

特に、笛吹川沿いの平坦地に優良農地が広がる大塚田んぼや丘陵
地に広がる畑地や樹園地は、町内随一の農業地帯であり、全国に誇
る大塚にんじんや甘々娘等の市川三郷町ブランドの生産地でもあり
ます。近年はグリーンツーリズムも盛んとなり、農を通じた交流と
賑わいの風景もみられます。



・大塚田んぼの田園風景

また、変化に富む複雑な地形を擁する中山間地域では、里山を背
景に樹園地や畑地、谷筋の山塊に抱かれた古くからの農村景観など、
ふるさとの原風景となる特徴的な景観が形成されています。

しかしながら、農山村地域での過疎化、農業従事者の減少や高齢化などの影響により、農地の減少、
遊休農地の増加、農業の活力の低下とともに、農村集落の維持や農業景観の魅力も失われつつあるこ
とが懸念されています。

本町の重要な風景資産である農村景観の維持・保全と良好な景観の創出、地域農業の活性化に資す
る良好な営農条件を確保するために、「農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、以下に示すよ
うな「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。

■景観農業振興地域整備計画の概要

「景観農業振興地域整備計画」とは、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画とし
て、市町村が作成することができるものとしています。美しい田園景観・農村景観の保全・創出と景
観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮
した土地利用のあり方や、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向、具体的な事業・活動につい
て定めるものです。

計画の策定にあたっては、「農業振興地域整備計画」や「中山間地域総合整備事業」等との整合を
図る必要があります。

計画づくりの動機

- 田園や樹園の景観を守りたい
- 里山に抱かれた農村風景を守りたい
- 景観に配慮したほ場整備や農道整備をしたい
- 棚田や段々畑を守りたい
- 農業交流を活性化させたい

「景観農業振興地域整備計画」の策定

計画に定める事項

- 景観農業振興地域整備計画の区域
- 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- 農用地の保全・農業用施設の整備に関する事項

計画に基づく取り組みの推進

（２）景観農業振興地域整備計画で定める事項

① 景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域内のうち、田園景観や農村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じることが望まれる次のような区域について定めます。

■区域の設定基準

- 良好な景観を形成している一団の農地で、今後とも保全・継承が求められるところ（大塚、上野、市川、高田、岩間、宮原地区等）
- 里山と一体となった棚田や段々畑など、農地の形状や構造が貴重な景観要素となっており、今後とも保全・継承が求められる農村景観（山の辺や中山間地域、芦川沿いの農村景観等）
- 市川三郷町ブランドや景観作物の栽培、グリーンツーリズムや農業体験、環境教育等の実施による都市住民との交流を推進しており、今後ともその活動を推進していくところ
- 田園景観や農村景観と調和する農業生産基盤整備を推進していこうとするところ
- 遊休農地の増加が進行し、その利活用が求められるところ など

② 景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関する事項

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や遊休農地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した農地の土地利用のあり方について定めます。

③ 農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

農業生産基盤の整備、開発、保全に際して、景観形成上留意すべき次の事項を具体的に定めます。

■計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）
（景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など）
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）
（遊休農地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など）
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）
（農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など）



・肥沃な農地が育む大塚にんじん



・宮原の水田地帯

5. 市川三郷町独自で定める事項

本町では、固有の景観資源の質的向上と良好な景観形成を図るため、前述の法で定める4つの事項以外に、次の事項を定めます。

なお、これらの事項を定める際は、「市川三郷町景観審議会」の意見を聴くものとします。

(1) 歴史的景観の保全と創出に向けて

本町は、和紙や印章などの地域の生業や営みが育んだ文化的景観、養蚕農家の形態を残す民家や伝統的な集落景観など、周辺の自然や里山と歴史的風致が調和したふるさとの独特な農山村集落景観を随所にみることができます。

また、市川地区中央部は、江戸期の町割りの中にひやと呼ばれる路地や水路網が巡り、旧街道と地域の中心であった面影が残るまちなみ景観が残されています。さらに、中心市街地後背の「平塩の岡」一帯は、甲斐源氏発祥の地といわれる町の成り立ちの礎の地であり、景観資源も多く、周囲の樹林や里山と一体となった本町の歴史的風土を象徴する一帯となっています。

これらは、本町の歴史や文化を語る上では欠かせないものですが、その歴史的景観は必ずしもわかりやすい形で残っているわけではありません。このような明確な形で捉えがたい歴史的景観は、例えば歴史的建造物単体や文化財の保存のみでは継承することが難しいだけでなく、一度失われたり、損なわれたりすると回復することは困難であり、消失してしまうことにもなりかねません。

そのため、特徴的な農山村集落の歴史的景観の保全・継承を図るとともに、市川地区中央部や平塩の岡周辺一帯の潜在的な歴史的景観資源を結びつけるなど、後世に継承すべき普遍的な風景資産としての歴史的景観の保全と創出に向け、次のような取り組みを推進します。



・風景づくり住民懇談会フィールドワーク
(夢想国師母の墓公園)

① 歴史的景観保全の指針の検討

本町の歴史的景観を守り・育むため、「(仮称)市川三郷町歴史的景観保全の指針」の作成を検討し、指針で示された基本的な考え方を踏まえ、地域のまちづくりと連携した、歴史的景観の保全と活用に向けた取り組みを推進します。

■歴史的景観保全の指針で定める事項(例)

- 歴史的景観保全に向けた基本方針
- 対象地域の選定(景観形成重点地区との連携)
- 歴史的景観保全の指針
- 歴史的景観への配慮を要する事項
- 歴史的景観保全条例について など

■対象となる歴史的景観(例)

- 市川地区中央部のまちなみ(文化財、歴史的建造物、旧街道・舟運の歴史文化資源、江戸時代の町割りとひや、水路網、辻空間、社寺と鎮守の森、伝統的な産業・祭事等)
- 平塩の岡周辺(甲斐源氏旧跡、夢窓国師等に関わる旧跡・史跡、天台百坊ゆかりの社寺、丘陵地や山麓の斜面樹林と里山、桜・塚・祠、小径、水路、眺望等)
- ふるさとの原風景を継承する特徴的な農山村集落景観(芦川沿いの谷筋や中山間地域等に点在する自然や里山と一体となった農山村集落景観、伝統的な形態を残す古民家や家並み、伝統芸能等) など

② 地域のまちづくりを通じた歴史的景観の形成

市川地区中央部では、これまで、町民、NPO、行政等が連携し、固有の景観資源を活かした良好なまちなみ形成に向けた取り組みを進めています。また、六郷地域では、地域住民による里山の保全活動や里山を介した交流活動なども行われています。

景観形成にあたって、このような取り組みと連携を図りながら景観施策を進めることが重要であり、効果的です。そのため、地域のまちづくり活動と一体となった景観形成の取り組み実績を積み重ね、景観のルールづくりや町民意識の醸成を図りながら、歴史的景観の形成に向けた景観まちづくりを推進していきます。

■歴史的景観の形成に向けた取り組み(例)

- 景観形成重点地区の検討
 - ・地域住民との協議による景観まちづくり計画を作成し、景観形成重点地区の指定を行うとともに、景観形成基準に基づく行為の制限等による良好な景観形成の推進を図る。
- その他、まちづくり等と連携した取り組み
 - ・まちなみ保存会の結成、まちなみ修景ガイドラインの策定、まちなみ修景事業の実施
 - ・「市川地区中央部住まいのデザインノート」の活用、市川地区中央部まちづくり協定における歴史的景観形成の取り組みの促進
 - ・風致地区、緑地保全地域制度、特別緑地保全地区等を活用した平塩の岡周辺の斜面緑地・里山の維持・保全
 - ・(仮称) ひやのまち庭先協定、修景に対する助成や支援制度、町民協働による歴史的まちなみ景観形成活動の促進
 - ・「農山漁村地域力発掘モデル事業」(農林水産省)等の活用による郷土景観の維持・保全、地域住民協働による里山保全活動、農山村交流の促進、農山村集落景観の維持・保全に向けた過疎対策、定住促進
 - ・ひらしお源氏の館、花火資料館、印章資料館、大門碑林公園等の文化交流施設を活用した啓発・情報発信の充実
 - ・歴史的景観ガイドブックの作成、歴史散歩マップの作成、ボランティアガイドの育成 など

③ 歴史的建造物等の保全・活用に向けた取り組みの推進

文化財に指定されている歴史的建造物はもちろんのこと、町家や養蚕農家の形態を残す古民家など、地域に長年愛されてきた歴史的な建造物は、地域の歴史を伝え景観の魅力を高める貴重な資産であるとともに、景観的な地域性をあらわすシンボリック役割も果たしています。

しかし、こうした建造物は、維持管理の困難さや、所有者の建替の意向などから、失われつつあるのが現状です。歴史的建造物の維持は、所有者のみの努力では困難な場合が多く、町民が貴重だと認識するものについては、資金的・人的支援を行ない、地域住民やまちづくり組織、専門家、行政等の多様な主体が関わり、連携し持続的に支える仕組みが必要です。

そのため、既存の支援策の周知とともに、次のような歴史的建造物等の保全・活用に向けた取り組みを推進していきます。

■歴史的建造物等の保全・活用に向けた取り組み(例)

- 景観重要建造物を活用した歴史的建造物の保全・活用
- その他、歴史的建造物等の保全・活用に向けた取り組み
 - ・補助制度等の検討(歴史的建造物等整備支援事業の検討、基金の創設等)
 - ・歴史的建造物の調査、所有者の意向・現状調査の実施、所有者への支援制度の検討(建造物の修理・修景への助成等の支援、規制基準の緩和等)
 - ・町および町民参加による歴史的建造物等の選定(「(仮称)歴史的景観建造物等登録制度」等)、町独自の表彰制度などの検討
 - ・町家の再生・利活用に向けた募金や町家トラストなどのトラスト活動の促進
 - ・農山村集落地の歴史的建造物の保全と有効活用(ゲストハウス、民泊、縁側カフェ、交流スペース等)
 - ・歴史的建造物の一般公開、案内マップの作成、サイン整備、維持支援等のボランティアの育成 など

④ 観光まちづくりとの連携

市川地区中央部は、本町の中心市街地として、地域住民とともに活性化に向けた多様なまちづくりプロジェクトを推進しています。

また、和紙や花火などの伝統産業が継承され、市川の百祭りといわれるほど祭りが盛んで、伝統の技を誇る神明の花火大会には20万人を超える観光客が訪れます。

今後は、歴史的景観の保全・創出とともに、観光まちづくりとの連携や地域の賑わいを創出する視点も重視し、本町の景観まちづくりを先導する取り組みを推進していきます。



・市川地区中央部周辺の案内サイン

■〈参考〉市川地区中央部のまちづくりの主な経過

時 期	主なまちづくりプロジェクト	住民との主な協働活動
平成 14 年～		- 市川大門町まちづくり塾発足 - 市川大門町まちづくり研究会発足 - 市川地区中央部まちづくり懇談会発足
平成 15 年～		- まちづくり懇談会による「まちづくり提言」の提出 「市川地区中央部まちづくり推進計画」の策定
平成 16 年～	○市川まちづくり拠点の開設	
平成 17 年～	○市川地区中央部街なみ環境整備計画の策定 ○連担建築物設計制度の創設 ○狭あい道路拡幅整備事業の実施 ー市川三郷町の誕生(10月1日)ー	- 市川大門町散歩マップ作成 - 市川地区中央部まちづくり協定の締結
平成 18 年～	○街なみ環境整備事業の実施 (中央通り美装化、歴史資源を活かしたまちかどスポットの整備等) ○中央通りの通行改善に向けた社会実験の実施	- 紙のまち活き活きまつりへの協力 - 摩利支天花火の日まちなかラリー
平成 21 年～	○市川地区中央部の住まいのデザインノートの作成	
平成 22 年～		市川ホタルマップの作成
平成 25 年～	○街なみサイン案内看板の設置	



・柿の木の辻の整備



・中北の井戸端の整備



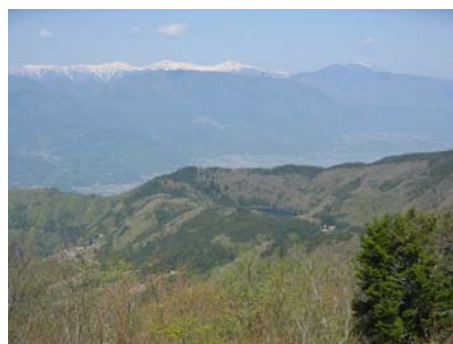
・紙のまち活き活きまつり

（２）眺望景観の保全と創出に向けて

本町は、甲府盆地の最南端となる沖積低地の後背となる曽根丘陵や、山間部の尾根筋が枝分かれする複雑な山稜から、盆地や山並みを望む雄大なパノラマ景観、富士山の眺望など、多彩な眺望景観をみることができます。

優れた眺望景観は、本町の重要な風景資産であり、町民や観光客等多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この風景資産を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光や景観まちづくりに活用していくため、次のような取り組みを推進します。



・蛾ヶ岳からの南アルプスと四尾連湖の眺望

① 眺望景観ガイドプランの検討

本町の優れた眺望景観の保全・創出・活用を図るため、次のような「（仮称）市川三郷町眺望景観ガイドプラン」の作成を検討します。

これにより、良好な眺望場所や眺望景観保全地域を選定し、周辺の建築物の高さや規模、色彩、デザイン等を適切に誘導し、本町の優れた眺望を守り活かす景観まちづくりの検討を図ります。

■ガイドプランで定める事項(例)

- 優れた眺望景観の保全・創出方針
- 優れた眺望場所と眺望景観保全地域の選定に関する事項
- 眺望場所毎の眺望景観の保全・創出方針
- 眺望場所の整備に関する事項
- 眺望景観保全地域における建築物等の行為の制限に関する事項 など

■良好な眺望場所選定の考え方(例)

- 河川や市街地、住宅地からの四方の山なみや富士山等の優れた眺望景観が得られるところ（仰ぎみる眺め）
- 高台からの山なみを背景にした甲府盆地のパノラマ景観等の優れた眺望景観が得られるところ（見下ろす眺め）
- 本町固有の眺望景観が得られるところ（優れた夜景スポット、古墳や平塩の岡、烽火台等）
- その他、優れた眺望場所（ビューポイント）など

② 優れた眺望景観の保全・創出に向けた取り組みの推進

■優れた眺望場所(ビューポイント)の抽出・選定

町民や観光客等からの公募やフィールドワーク等の町民参加イベントにより、町内の良好な眺望場所を抽出し、選定委員会などにより「（仮称）市川三郷町の眺望五十選」として選定します。選定した場所については、景観（眺望景観）マップ等により積極的なPRに努めます。

■良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望広場の整備、サインの設置など、魅力の向上を図るとともに、電線類、広告・看板、眺望障害樹木など、景観を障害する要因について改善を図ります。

■優れた眺望と眺望域の景観コントロールの推進

優れた眺望場所においては、その周辺および眺める範囲（眺望域）に関わる建築物等に対し、第3章で示した行為の制限事項に基づき、良好な眺望を損なわないよう適切な誘導を図ります。

また、眺望景観の主な対象等については、主たる景観要素だけではなく、その周辺や背景となる景観についても十分に配慮した景観コントロールを推進します。